

1円設立会社と会社法

Q : 当社は、いわゆる1円会社の特例を受けて設立した有限会社です。会社法施行後どのような扱いになりますか？

A : 通常の有限会社と同様、特例有限会社として扱われることになります。

【解説】

いわゆる1円設立会社は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」で特例的に認められたもので、一定の要件を満たす創業者が、経済産業大臣の確認を受け、各種届出を行えば、設立後5年間は最低資本金制度を適用しないとするものです。

画期的であった特例ですが、会社法において最低資本金制度が撤廃されることにあわせて、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によって廃止されることとなっています。

廃止後は、特例的であった会社も会社法の適用を受けることとなりますので、ご質問の場合であれば、通常の有限会社と同様、特例有限会社として扱われることとなります。

また、商号変更の手続きをすれば、通常の株式会社になることもできます。

なお、1円会社は、一定期間内に増資をしない場合等には解散する旨の定款を記載していますが、これを取りやめるには、定款変更の手続きを行わなければなりませんので忘れずに行ってください。この定めは、自動的に取りやめになりませんので注意が必要です。

